

ハラスメントの防止・対策

ハラスメントを行わない・行わせない、被害を受けてしまった場合の対処について、具体的事項を定めた「会津大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」を策定しました。



詳しくは、大学Webで「ハラスメント」を検索！

◎ ハラスメントとはどういうものですか

ハラスメントとは、性、人種、国籍、年齢、セクシュアリティ（性的指向）、性自認、障がいの有無などに基づく差別的な言動、差別的取扱い等、相手の人格権その他の人権を侵害する言動により、相手に不利益や不快感を与え又は就労、教育、修学及び研究に係る意欲や環境を害することをいい、

- セクシュアル・ハラスメント
- アカデミック・ハラスメント
- パワー・ハラスメント
- 妊娠・出産、育児、介護等に関するハラスメント
- その他のハラスメント（アルコール・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど）



があります。

なお、パソコンや携帯電話での電子メールの交換や一方的な送りつけにより行われた場合にもハラスメントになり得ることを十分認識してください。

◎ ハラスメントを行わないためにどういう意識を持つべきですか

教職員及び学生は、ハラスメントを行わないよう、次に掲げる事項を十分認識しなければなりません。

- 1 お互いの人格を尊重しあうこと。
- 2 お互いが同じ大学の一員であるという意識を持つこと。
- 3 偏見をなくし、一人ひとりの個性を認めあうこと。
- 4 本学の特徴であるグローバルな環境の中で、多様な文化が存在し、共生しているという意識を持つこと。

◎ どのような言動がハラスメントになりますか（以下は、ほんの一例です。）

- ・ 身体の上から下まで長い間じろじろ眺め回したり、身体（肩、背中、腰、頬、髪等）に不必要に接触するなど性的な意図をもって、身体へ一方的に接近又は接触する。
- ・ 教室で聞くに耐えない性的な噂や卑猥な冗談を交わしたり、一方的に発する。
- ・ 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくても良い」などと発言する。
- ・ 些細なミスを適正な指導の限度を超えて大声で叱責したり、問題を解けなかったり理解できなかったりすると、机をたたき、物を投げつけるなど、精神的虐待をする。
- ・ 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。
- ・ 未成年者に飲酒をすすめる。（違法行為です。）
- ・ 陰口で誹謗中傷をしたり、誹謗中傷する内容の手紙や電子メールを本人や周囲の人に送りつける。

など

◎ ハラスメントの被害を受けてしまった場合、どのようにすればよいですか

1 基本的な心構え

- ・ 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
- ・ ハラスメントを解決するための行動をためらってはいけません。

2 ハラスメントの被害を受けたときに

- ・ 嫌なことは相手に対して明確に意思表示してください。
- ・ 信頼できる人に相談しましょう。

3 ハラスメントの被害を受けているのを見た、知った場合に

- ・ ハラスメント相談員に相談するよう勧めましょう。
- ・ 止めるように注意するなど被害を最小限にとどめるよう努力しましょう。



◎ ハラスメントの相談はどうすればできますか

ハラスメントの相談は、以下のとおり実施しております。



相談先

1 学生相談室（研究棟2階252号室）

学生を対象とした一般的な相談窓口ですが、ハラスメントに関しても相談できます。

- ・ 電話番号 直通 0242-37-2610 内線2133
- ・ e-mail counseling@u-aizu.ac.jp
- ・ 住所 郵便番号 965-8580 会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地

2 ハラスメント相談員

教職員から学長が指名した20名の相談員がおり、直接相談することができます。

- ・ ハラスメント相談員の連絡先
URL : <http://www.u-aizu.ac.jp/current/internal/organization/post-2.html>
※ 大学Webで「ハラスメント」を検索すれば見つけることができます。
- ・ ハラスメント相談窓口e-mail harassment@u-aizu.ac.jp
※ このメールは、事務局の担当者（総務予算課及び学生課）のみが受信します。

相談の方法

- ・ ハラスメント相談員への相談は、「ハラスメント相談受付票（上記の相談員の連絡先と同じ場所にあります。）」に基づき、相談員が面会、電話又は書面（封書又は電子メール）で受け付けます。
- ・ ハラスメント相談員は、複数おりますので、どの相談員に相談してもかまいません。自分の相談しやすい相談員に相談してください。
- ・ プライバシーには最大の配慮をしますので、実名を秘匿して相談することや既に明らかにした実名の秘匿の取扱いを希望することができます。

事務担当 会津大学ハラスメント防止・対策委員会 事務局(事務局総務予算課及び学生課内)
TEL 総務予算課 0242-37-2506 内線2211
学生課 0242-37-2514 内線6101
e-mail harassment@u-aizu.ac.jp